

第 21 回栃木県障害者スポーツ大会実施要綱

令和 7 年 4 月 22 日現在

1 目的

この大会は、県民総スポーツを推進し、障害者が競技等を通じて健康の保持・増進を図るとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 主 催

栃木県、栃木県教育委員会、宇都宮市、(福)栃木県社会福祉協議会、栃木県身体障害者団体連絡協議会、栃木県特別支援学校長会、(特非)栃木県障害施設・事業協会、(一社)栃木県手をつなぐ育成会、栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会、(一財)栃木県精神衛生協会、(特非)栃木県障害者スポーツ協会

3 主 管

(一財)栃木陸上競技協会、(一社)栃木県水泳連盟、栃木県パラアーチェリー協会、(一社)栃木県卓球連盟、栃木県障害者フライングディスク協会、栃木県ボッチャ協会、栃木県ボウリング連盟、(一社)栃木県バスケットボール協会、栃木県ソフトボール協会、栃木県バレーボール協会、(公社)栃木県サッカー協会、栃木県パラスポーツ指導者協議会

4 後 援

各市町、栃木県市町村教育委員会連合会、日本赤十字社栃木県支部、(福)とちぎ健康福祉協会、(公財)栃木県スポーツ協会、栃木県民生委員児童委員協議会、栃木県肢体不自由児者父母の会連合会、栃木県青少年団体連絡協議会、栃木県地域婦人連絡協議会、栃木県ボランティア連絡協議会、栃木県手話通訳問題研究会、朝日新聞宇都宮総局、読売新聞宇都宮支局、毎日新聞宇都宮支局、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、下野新聞社、共同通信社宇都宮支局、時事通信社宇都宮支局、NHK宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ

5 協 賛

宇都宮西ライオンズクラブ、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会栃木地方協議会、(株)大和義肢製作所、(株)伊藤園、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、(一社)栃木県理学療法士会、本田技研工業株式会社

6 実施競技・期日・会場

競技名等	期 日	会 場
開会式・閉会式		栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
個 人 競 技	5/25 (日)	栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
陸上競技		日環アリーナ栃木 屋内水泳場
水泳		みずほの中央公園 アーチェリー場
アーチェリー		日環アリーナ栃木 メインアリーナ
卓球		日環アリーナ栃木 多目的スタジオ A
サウンドテーブルテニス		栃木県総合運動公園 多目的広場 (投てき場)
フライングディスク		日環アリーナ栃木 サブアリーナ
ボッチャ		宇都宮第二トーヨーボウル
団 体 競 技	9/27 (土)	栃木県総合運動公園 野球場 A
グランドソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場 B
ソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場 C
フットソフトボール		
9/28 (日)	ブレックスアリーナ宇都宮 (宇都宮市体育館)	
	バスケットボール	日環アリーナ栃木 メインアリーナ
	車いすバスケットボール	栃木 S C 宇都宮フィールド (宇都宮市サッカー場)
バレーボール		
サッカー		

※ 荒天又は感染症の流行などのその他の都合により、主催者と競技主管団体等と協議の上、実施出来ないと判断した場合は中止とする。

7 競技種目及び障害区分

(1) 各競技における実施種目及び個人競技の障害区分は、次のとおりとする。

　　<（別表）栃木県障害者スポーツ大会競技・種目>参照

(2) 各個人競技はフライングディスク及びアーチェリーを除き年齢（令和7（2025）年4月1日現在）を次の区分に分けて競技するものとする。

　　① 身体障害者 1部（39歳以下）、2部（40歳以上）

　　② 知的障害者 少年の部（19歳以下）、青年の部（20歳～35歳）、壮年の部（36歳以上）

　　※ 精神障害者については、年齢区分はありません。

8 大会参加選手資格

次の全てに該当する者とする。

　　① 令和7（2025）年4月1日現在で13歳以上の者。

　　② 栃木県内に現住所（住民票のある地）を有する者。または、栃木県外に住所を有する者で、栃木県に所在する学校や施設等に通学並びに入所及び通所している者。

　　③ 資格要件は次のとおりとする。

　　ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24（1949）年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

　　イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48（1973）年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

　　ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた者。

9 参加制限

(1) 参加は、原則として一人1競技とし、同一競技内では2種目までとする。ただし、陸上競技及びアーチェリーにおいては1種目のみとする。（陸上競技の4×100mリレーは除く）

(2) 4×100mリレーは、団体ごとに男女混合2チーム（1チーム6名以内。）までとする。

10 参加費

無料（但し、ボウリングは参加費がかかります。）

11 参加選手の決定

参加選手の決定は、各参加団体からの参加申込書に基づき、主催者において、障害別、程度別、性別、年齢等を考慮の上決定するものとする。

12 競技規則

「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び別に定める「栃木県障害者スポーツ大会競技規則」によるものとする。

13 表彰

(1) 個人競技の各競技種目の組ごとに1位から3位の者にメダルを授与する。

(2) 団体競技の優勝チーム、準優勝チームに賞状、メダルを授与する。

14 オープン競技・期日・会場

競技名	期日	会場
卓球バレー	8/30（土）	とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター

15 健康・安全管理

(1) 参加選手の健康・安全面については、各参加団体において十分配慮するものとする。主催者においては、大会当日の応急処置を除き、一切責任を負わないものとする。

(2) 各参加者の傷害保険については主催者において加入するが、各参加団体においても必要な保険に加入するなど配慮すること。

16 その他

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」への参加者は、原則として、本大会の記録を勘案するものとする。

(別表) 栃木県障害者スポーツ大会競技・種目

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

区分番号	障害区分	競走								跳躍			投げ			
		※2 3 0 m	※2 5 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	4 0 0 m	8 0 0 m	1 5 0 0 m	スラローム	※1 4 × 1 0 0 m リレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ビーチバッジ投
肢体不自由	上肢	1 手部切断、片前腕切断、片上肢不完全 片上腕切断、片上肢完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		2 両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	◎ ◎							※4 ◎		▲ ◎ ◎				
		3 両上腕切断、両上肢完全	◎ ◎									▲ ◎ ◎				
	下肢	4 片下腿切断、片下肢不完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		5 片大腿切断、片下肢完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		6 両下腿切断	◎ ◎									◎ ◎ ◎				
		7 片下腿・片大腿切断、両下肢不完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎				
		8 両大腿切断、両下肢完全	◎										◎ ◎			
		9 体幹 ※3	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
	車いす性常用痺、以对外用で	10 第6頸髄まで残存	◎ ◎								◎					◎
		11 第7頸髄まで残存			※4 ◎	※4 ◎			※4 ◎	※4 ◎	◎					◎
		12 第8頸髄まで残存								◎			◎ ◎			
		13 下肢麻痺で座位バランスなし	◎ ◎				◎		※4 ◎				◎ ◎			
		14 下肢麻痺で座位バランスあり		※4 ◎	※4 ◎			※4 ◎					◎ ◎			
		15 その他車いす											◎ ◎			
	（脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血管外傷患等、）	16 四肢麻痺で車いす使用	◎ ◎							◎						◎
		17 けって移動	◎							◎						◎
		18 片上下肢または片上肢で車いす使用	◎							◎						◎
		19 上肢で車いす使用	◎ ◎ ◎ ◎				◎	◎ ◎					◎ ◎			
		20 その他走不能	◎										◎ ◎			
		21 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎ ◎ ◎ ◎				◎					◎ ◎ ◎ ◎				
		22 その他走可能	◎ ◎ ◎ ◎				◎					◎ ◎ ◎ ◎				
	4	23 電動車いす常用	◎						◎							◎
視覚障害 ※5		24 視力0から0.01まで ※6	◎ ◎ ◎ ◎		◎ ◎			◎ ◎				◎ ◎ ◎ ◎				
		25 その他の視覚障害	◎ ◎ ◎ ◎		◎ ◎			◎ ◎			▲	◎ ◎ ◎ ◎				
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	26 聴覚障害		◎ ◎ ◎ ◎		◎ ◎			◎ ◎			▲	◎ ◎ ◎ ◎				
知的障害	27 知的障害		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎			◎ ◎		△ ▲	◎ ◎ ◎ ◎					
内部障害	28 ぼうこう又は直腸機能障害		◎					◎			◎ ◎					

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 30m及び50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

区分番号		障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ			
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
肢 体 不 自 由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			2	片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			3	片上腕切断、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			4	両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			5	両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	2	下肢	6	片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			7	片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			8	両下腿切断、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			9	両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	3	上下肢	10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			11	多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
2	2	脳原性麻痺以外の 車いす常用	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	3	（脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血管外疾患等）	17	四肢麻痺（車いす常用） 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
			18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
その他		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎				
視覚障害 ※1		23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく 機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3 アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	脳原性麻痺(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		7	聴覚障害	●	●		
	内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球・サウンドテーブルテニス

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

		区分番号	障害区分	卓球	STT	
肢体不自由	1 上肢障害	1	片上肢障害	◎		
		2	両上肢障害	◎		
		3	片下腿切断、片下肢不完全	◎		
		4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎		
		5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎		
	2 体幹	6	体幹	◎		
	2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎		
		8	座位バランスなし	◎		
		9	その他の車いす	◎		
	3 脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎		
		11	杖・松葉杖使用	◎		
		12	上肢に不随意運動あり	◎		
		13	上肢に不随意運動なし	◎		
		14	片側障害	◎		
視覚障害 ※2		15	アイマスク・アイシェード有り ※3		◎	
		16	アイマスク・アイシェード無し	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害		17	聴覚障害	◎		
知的障害		18	知的障害	◎		
精神障害		19	精神障害	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◇	◇	●	●
知的障害				
内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害)				

6 ポッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全・ 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用、または使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。

両方が必要な場合は選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※ 脳原性麻痺で四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

7 ポウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8 バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

9 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者のみの競技とする。

10 ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11 グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12 バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13 サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14 フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。